

# 転入届・転出届・印鑑登録など 3・4月は 窓口が混雑 時間に余裕をもって 手続きを

引越する方は住民異動の手続きが必要です。区役所本庁舎で手続きする際は、下表の混雑予想カレンダー(区ホームページで随時更新)を参考に、時間に余裕を持ってお越しください。一部の手続き(介護認定や児童手当、外国籍の方の国外からの転入等)を除き出張所でも手続きできます。

## 印鑑登録

江東区に住居登録をしている方(15歳未満の方、成年被後見人の方を除く)は、印鑑登録ができます。江東区に転入した方は転入の日をもって申請できます。手続きは、本人が登録する印鑑を持参し、各出張所・区役所で行ってください。申請当日に登録が完了するのは、官公署発行の写真付きで有効期限内の身分証明書(運転免許証・パスポート等)をお持ちの方、保証人による保証の登録の方のみです。それ以外の書類(保険証やキャッシュカード等)による本人確認の場合は数日かかります。

転入・転出等の届出  
区役所および各出張所で受け付けます。江東区へ引越して行く方、区内で住所を異動する方は引越し完了後に届出してください。届出の際は本人確認ができる身分証明書をお持ちください(下表2)。外国籍の方がいる世帯は、全員分の在留カード等(みなしを含む)と家族関係

表1 住民異動の届出とともに必要な手続き

手続き内容	担当課
国民健康保険の届出	医療保険課資格相談係 ☎3647-3167
後期高齢者医療の資格等に関すること	医療保険課資格相談係 ☎3647-3167
国民年金の住所変更	区民課年金係 ☎3647-1131
要介護認定等に関すること	介護保険課認定係 ☎3647-9496
児童手当・子ども医療費助成等の手続き	子育て支援課給付係 ☎3647-4754
区立幼稚園・小中学校(就学通知等)の手続き	学務課学事係 ☎3647-9174

表2 届出が必要な場合および必要な書類等

区分	届出が必要な場合	届出の期間	届出に必要な書類
転入届	他の区市町村から、区内に住所を移した	引越しが終了した日から14日以内	転出証明書(同じ住所に住居登録している方がいる場合は申述書も)※該当する方は、引越された方の在留カード等(みなしを含む)[外国籍の方]、課税証明書[児童手当]、負担区分等証明[後期高齢者医療※都外からの転入者]、受給資格証明書[介護保険認定者]など
転出届	他の区市町村に、住所を移す	引越しをする前	
転居届	区内で住所を移した	引越しが終了した日から14日以内	該当する方は、国民健康保険証、高齢受給者証、①・②医療証、後期高齢者医療被保険者証など
世帯変更届	世帯主が変更、世帯を分離・合併・変更	変更のあった日から14日以内	外国籍の方は、上記のほかに世帯全員の在留カード等(みなしを含む)
その他	国外へ1年以上行く 国外から帰国	国外へ行く前 帰国してから14日以内	日本国籍の方はパスポート・戸籍の謄本・戸籍の附票の写し、外国籍の方は在留カード等(みなしを含む)・パスポート

※届出の際は必ず、本人確認ができる身分証明書をお持ちください。

## 区役所・出張所の問い合わせ先

所在地	電話
区民課住民記録係(区役所2階3番)	3647-3162
白河出張所(白河1-3-28・深川江戸資料館内)	3642-4456
富岡出張所(富岡1-16-12)	3642-8306
豊洲出張所(豊洲5-5-1-101・豊洲シエルタワー1階)	3531-6316
小松橋出張所(扇橋2-1-5)	5606-5581
亀戸出張所(亀戸2-19-1・カメラアプラザ1階)	3683-3734
大島出張所(大島4-5-1・総合区民センター2階)	3637-2451
砂町出張所(北砂4-7-3)	3644-2181
南砂出張所(南砂6-8-3)	3640-5355

## 3月 窓口混雑予想カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

● 混雑が予想されます(番号札を引いてから手続き終了までにおおよそ1時間以上)  
●● 特に混雑が予想されます(番号札を引いてから手続き終了までにおおよそ2時間以上)  
●●● 非常に混雑が予想されます(番号札を引いてから手続き終了までにおおよそ3時間以上)

## 4月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	5/1	5/2	5/3

### モニター募集

区では、燃やすごみの約40%を占める生ごみを減らしていくために、区民の皆さんに「生ごみリサイクル」に取り組んでいただくモニター事業を実施します。生ごみリサイクルは各家庭の庭やベランダ、室内で手軽に取り組むことができます。生ごみをリサイクルすると毎週のごみ出し量が減ったり、ガーデニングの良質な堆肥を得られたりといったメリットがあります。必要な器材は区が提供しますので、ぜひご参加ください。

モニター期間 5月・10月の6か月間  
区内在住の方100人(抽選)  
費用 無料  
4月19日(土) 午前10時半、4月21日

### 文化財保護推進員講習会

#### 江東区の歴史を一緒に学びませんか

自分の住んでいる町についてもっと知りたいという方にお勧めの講習会です。

区の歴史や身近にある文化財について学ぶ講義のほか、文化財めぐりや有形文化財の計測、拓本採取など実践的な屋外実習も行います。また区外の博物館での研修もあり、普段見ることのできない収蔵庫など、博物館の裏側を見学できます。

時間 下表のとおり(全18回)  
午後6時半～8時半(土・日曜)

は(日中)陽教育センター(東陽2-1-316) ※内容により会場が変更(全18回のうち8割以上受講可能な区内在住の方30人(抽選)費2,000円(資料代) ※別途実費がかかります。

4月8日(火) 必着  
往復はがきに講座名・住所・氏名(読みがな)・年齢・電話番号、応募動機を記入し、〒135-8383 区役所文化観光課文化財係へ  
☎(3647)9819

### 東日本大震災から3年

#### いつ起こるかかわからない大地震に備え家具類の転倒防止対策を

大地震が発生すると、家具の転倒やガラス片の飛散が、けがの大きな要因となります。これらの被害は、転倒防止器具や飛散防止フィルムの取り付けなどで事前の対策により防ぐことができます。この機会に、ご家庭や事業所の防災対策に取り組んでください。

防災課災害対策係  
☎(3647)9587

いづれかに参加し、取り組む方式を決定。方式ごとに講習会(2・3回)で講師がアドバイザー実施(4月4日(金) 必着)

☎電話、窓口またはファックス  
はがきに①氏名(読みがな)②住所③連絡先④右記の説明会の中から希望する日時を記入し、〒135-8383 区役所清掃リサイクル課清掃リサイクル係へ  
☎(3647)9181  
FAX(5617)5737

講習日	講習内容
5/14(水)	開講式、江東区の歴史Ⅰ(中世)
5/21(水)・28(水)・6/11(水)・15(日)	江東区の歴史Ⅱ～Ⅴ
6/25(水)	博物館・資料館の利用Ⅰ～Ⅱ
7/2(水)・6(日)	文化財の種類と保護
9/3(水)・6(土)・17(水)	有形文化財の調査Ⅰ～Ⅲ
9/24(水)・10/8(水)・22(水)	江東区の文化財Ⅰ～Ⅲ
11/12(水)	文化財講演会
11/19(水)・26(水)	資料の読み方Ⅰ～Ⅱ
12/3(水)	文化財保護の現状・修了式

「歩きたばこは子どもの目の位置」 危険な歩きたばこやポイ捨ては、区内全域で禁止です。